

雫石町財政見通し

【令和5年度～令和9年度】

令和5年7月策定

目次

	頁
はじめに 財政見通しの策定の背景及び目的	1
1 雫石町の財政状況	
(1) 歳入の状況	2
(2) 歳出の状況	3
(3) 収支の状況	5
(4) 基金の状況	6
(5) 町債の状況	8
(6) 主な財政指標の状況	9
2 財政見通しの策定と目標設定	
(1) 財政の持続可能性の要件分析	1 2
(2) 目標値（成果指標）の設定	1 3
(3) 試算の考え方	
(ア) 歳入見込の推計	1 4
(イ) 歳出見込の推計	1 5
(4) 財政収支の見通し	1 6
終わりに 財政見通しの今後の方向	1 7

はじめに 財政見通しの策定の背景及び目的

雫石町は、まちづくり計画の最上位に位置する「第三次雫石町総合計画基本構想」の推進に取り組み、まちの将来像「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくし」の実現に向けて、「教育」「保健・医療・福祉」「産業」「環境」「安全・安心」の5つを柱としながら、総合計画前期基本計画ならびに各分野における個別計画に基づき諸施策を進めるとともに、人口減少対策の実行計画である「第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に推進しています。

一方、町財政において歳入面では、人口減少・少子高齢化が進行している中で、税収の伸びが期待できない状況であることに加えて、目下の原油価格・物価高騰の状況が、当面は地域経済、ひいては町税にも影響を及ぼすことが推察されています。また、歳出面においては、継続して増加する義務的経費や、新たな行政需要に対応しなければならず、さらには、多大な維持更新並びに新規の普通建設事業費が見込まれており、投資的経費に伴う多額の地方債発行も懸念されています。このようなことから、これまで以上に健全な財政基盤の確保するために、さらなる行財政改革を進めることが求められています。

こうした状況の中、本町では、これまでの財政状況を分析しながら、中期的な視点から収支見込みを立てることにより本町の財政構造が持つ問題点を探り出し、持続可能で健全な財政運営を確保するための対応方策を明らかにするため、「雫石町財政見通し」を策定しています。なお、この財政見通しは、町を取り巻く財政状況は刻々と変化していることから、毎年、前年度の決算が確定する6月時点において、当該年度を基準に5年間の見通しとして作成することとし、適宜見直しを図ることとしております。

1 雫石町の財政状況

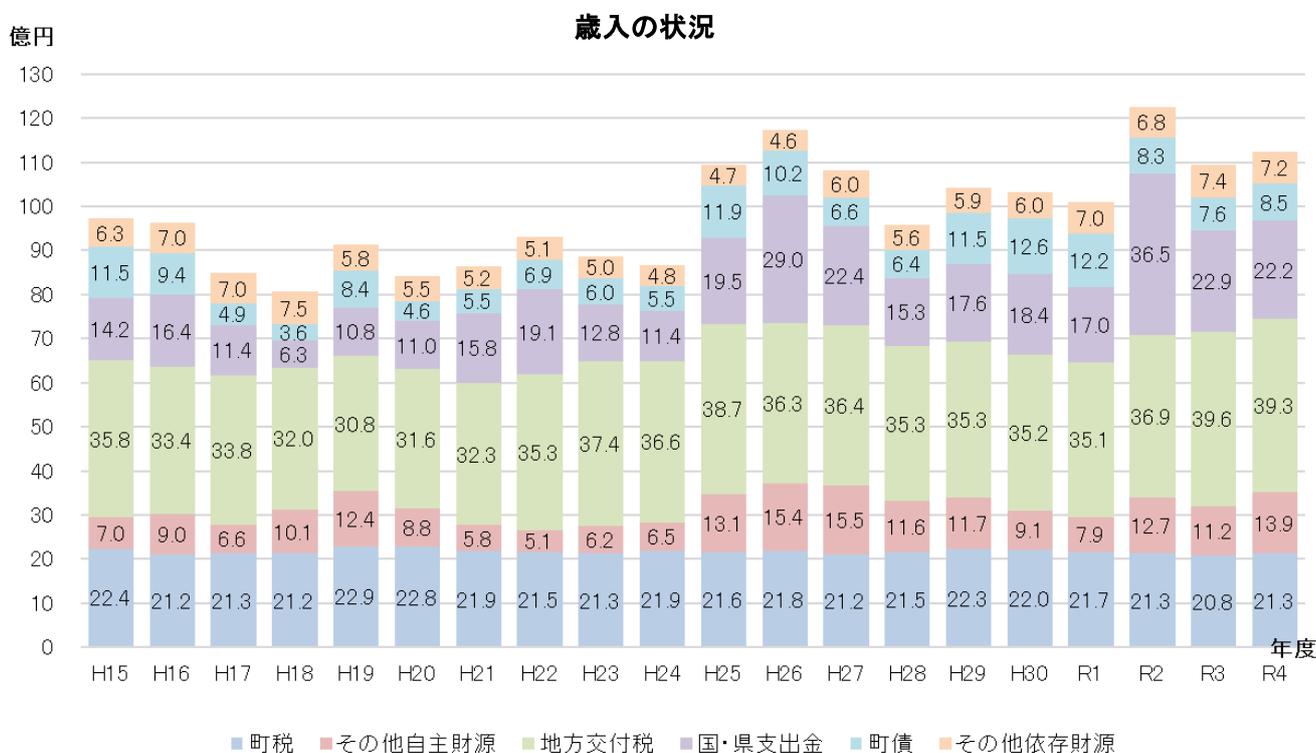
(1) 歳入の状況

歳入は、自主財源と依存財源に区分しますが、自主財源の主なものは、町税、使用料、諸収入等で自主的に徴収できる財源であり、依存財源の主なものは、地方交付税、国、県支出金、町債などで、一定の額が交付され、割り当てられる財源です。

自主財源である町税は、平成9年度の26億1千万円が最大値で、近年は、町民税は微増傾向、固定資産税は微減傾向で、町税全体としては21から22億円規模を推移していました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響や固定資産税の減免措置などから、20億8千万円まで落ち込みましたが、令和4年度は若干復調し、21億3千万円となっています。

依存財源は、総額の推移を見ると、新型コロナウイルス感染症に対応するために国庫支出金が大幅に増加した令和2年度の88億5千万円が最大値で、令和4年度は77億2千万円と歳入全体の68.7%となっています。また、地方交付税は、平成12年度の41億8千万円が最大値で、令和4年度は39億3千万円となっており、本町は、地方交付税を中心とした依存財源に大きく頼る財政構造となっています。

歳入総額を見ると、平成16年度までは90億円以上で推移し、その後減少傾向にありましたが、平成25年度以降は災害復旧事業に対応した財政調整基金の取り崩しや国・県支出金等の増加により100から110億円程度となり、近年は投資的経費に対応する町債発行や新型コロナウイルス感染症に対応した事業に係る国庫支出金等が増加傾向で、令和4年度決算においては112億4千万円となっています。



【資料：地方財政状況調査】

※ 上図は「地方財政状況調査」(決算統計)のうち一般会計決算額であり、町債の借換額及び繰上償還額を除くことから、決算書の歳入総額とは異なる年度があります。以下、他についても同様です。

(2) 歳出の状況

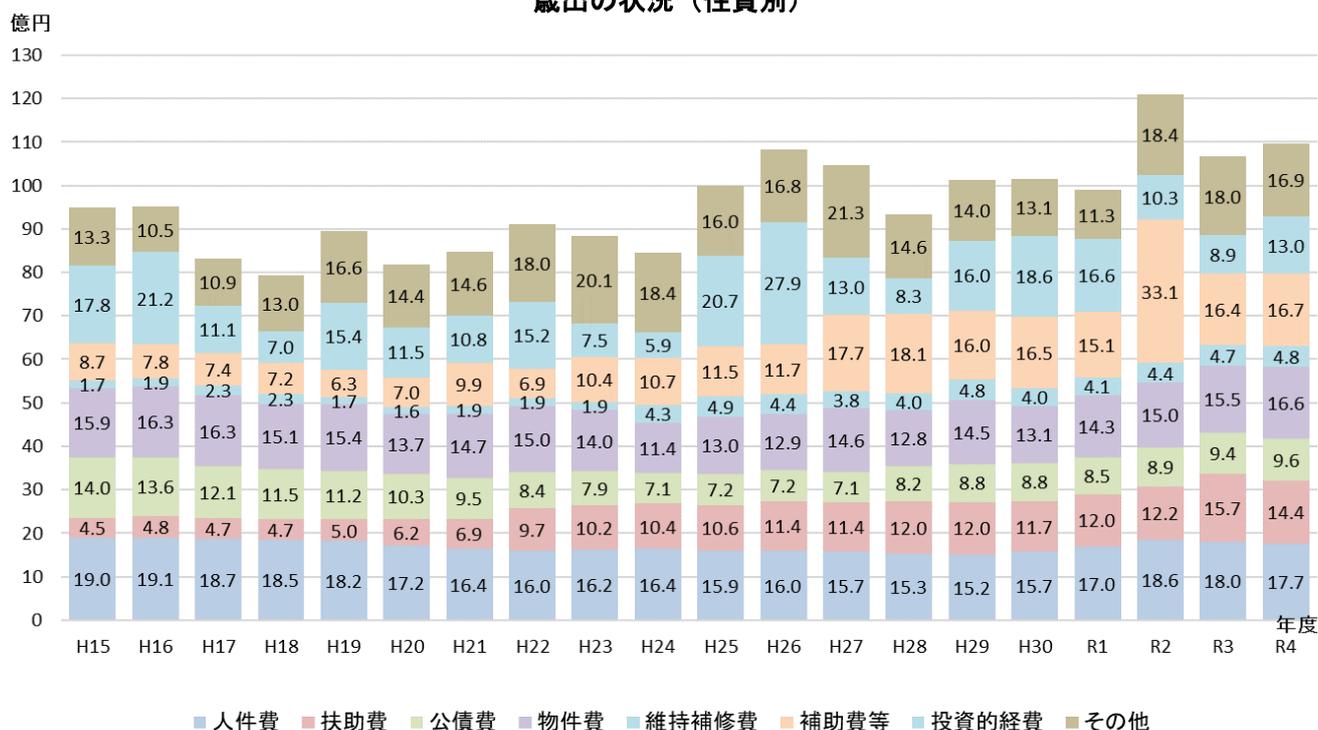
性質別に歳出を分けると、経常的経費と臨時的経費に大きく分けられますが、経常的経費の中でも、人件費・扶助費・公債費は義務的経費とされています。義務的経費の割合が高いと他の経費に充てる財源の余裕がなくなってしまいます。

義務的経費の割合は、災害復旧事業の増加により相対的に比率が下がった平成26年度の31.9%が最小値であり、平成18年度の43.7%が最大値となっています。近年、義務的経費は増加傾向が続き、財政の硬直化が懸念されます。人件費は令和元年度までは横ばい傾向でしたが、令和2年度の会計年度任用職員制度の導入により、近年は増加傾向となっています。扶助費は、児童福祉法や障害者自立支援法等の法令に基づき被扶助者に対して支出されるもので、高止まり傾向でしたが、令和4年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策として実施された各種給付金により一時的に高水準となっています。また、公債費は、普通建設事業に係る起債の償還に伴い当面は増加する見込みです。

臨時的経費の中でも、道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費は、投資的経費とされています。平成25年度以降は、災害復旧事業、小中学校大規模改修工事、防災行政無線整備工事等の実施により、投資的経費の規模が大きい状況が続き、令和2年度、令和3年度は相対的に減少となりました。令和4年度は、アーチェリー屋内射場整備事業、昇瀬橋架替事業などにより増額となり13億円となっています。また、補助費等は近年、コロナ禍において影響を受ける生活者や事業者への支援等から高い水準となっています。

歳出総額を見ると、歳入総額と同様に平成16年度までは90億円以上で推移し、その後減少傾向にありましたが、平成25年度以降は投資的経費の影響から100億円規模となり、令和2年度以降は国のコロナ対策に対応する経費が増加し、令和4年度決算においては109億7千万円となっています。

歳出の状況（性質別）

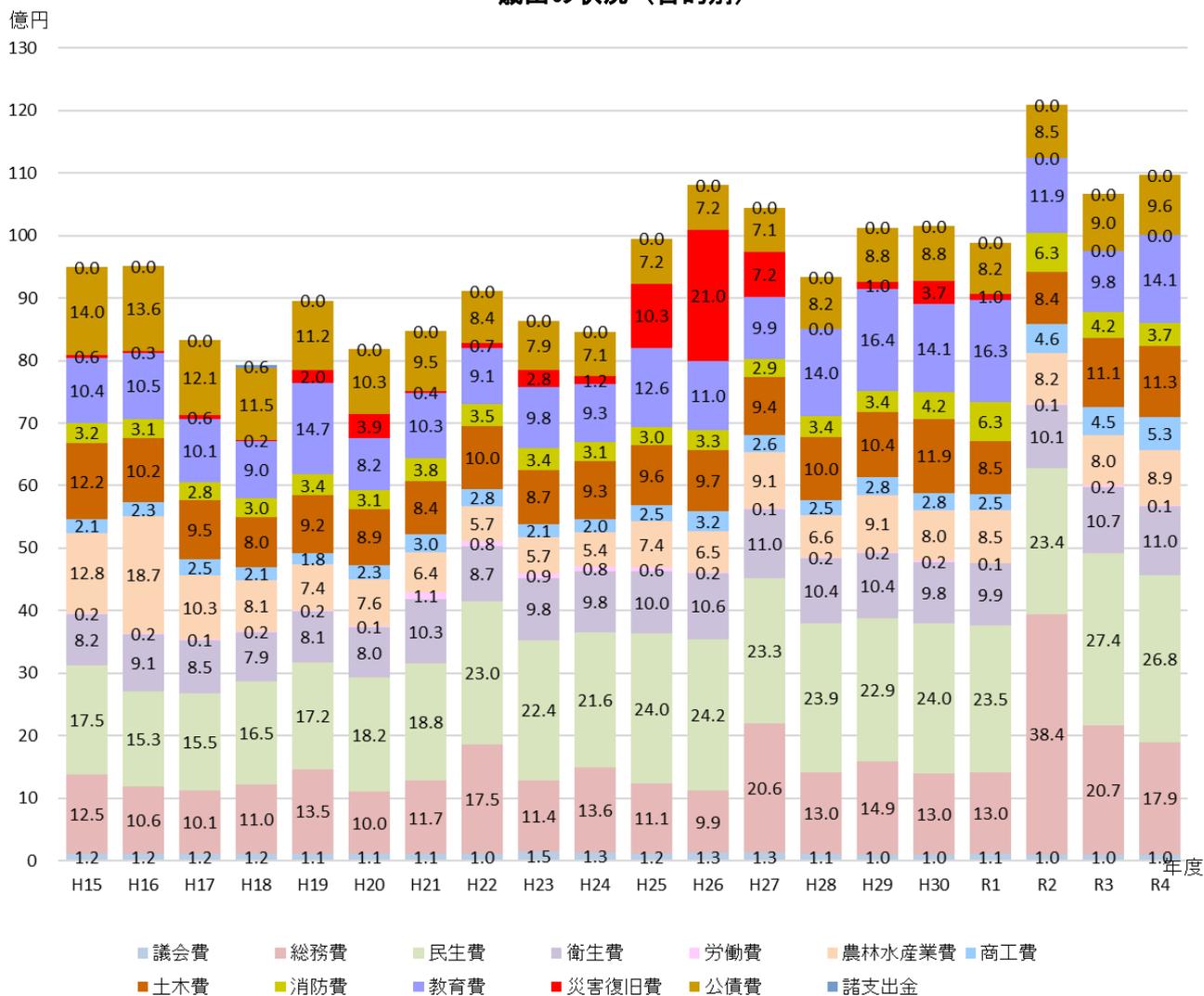


【資料：地方財政状況調査】

次に、歳出を目的別に見ると、令和4年度は、民生費が国の給付金事業等により26億8千万円と最も高く、次いで、基金積立金等を含む総務費が17億9千万円、アーチェリー屋内射場整備事業等により教育費が14億1千万円となっています。令和2年度以降は歳入と同様、国の新型コロナウイルス感染症対策に対応する経費を要因として、目的別の割合が増減している状況です。

公債費は、平成25年度以降の災害復旧事業費を含む投資的経費の増加に対応するため発行した町債の償還に伴い、近年は増加傾向となっています。

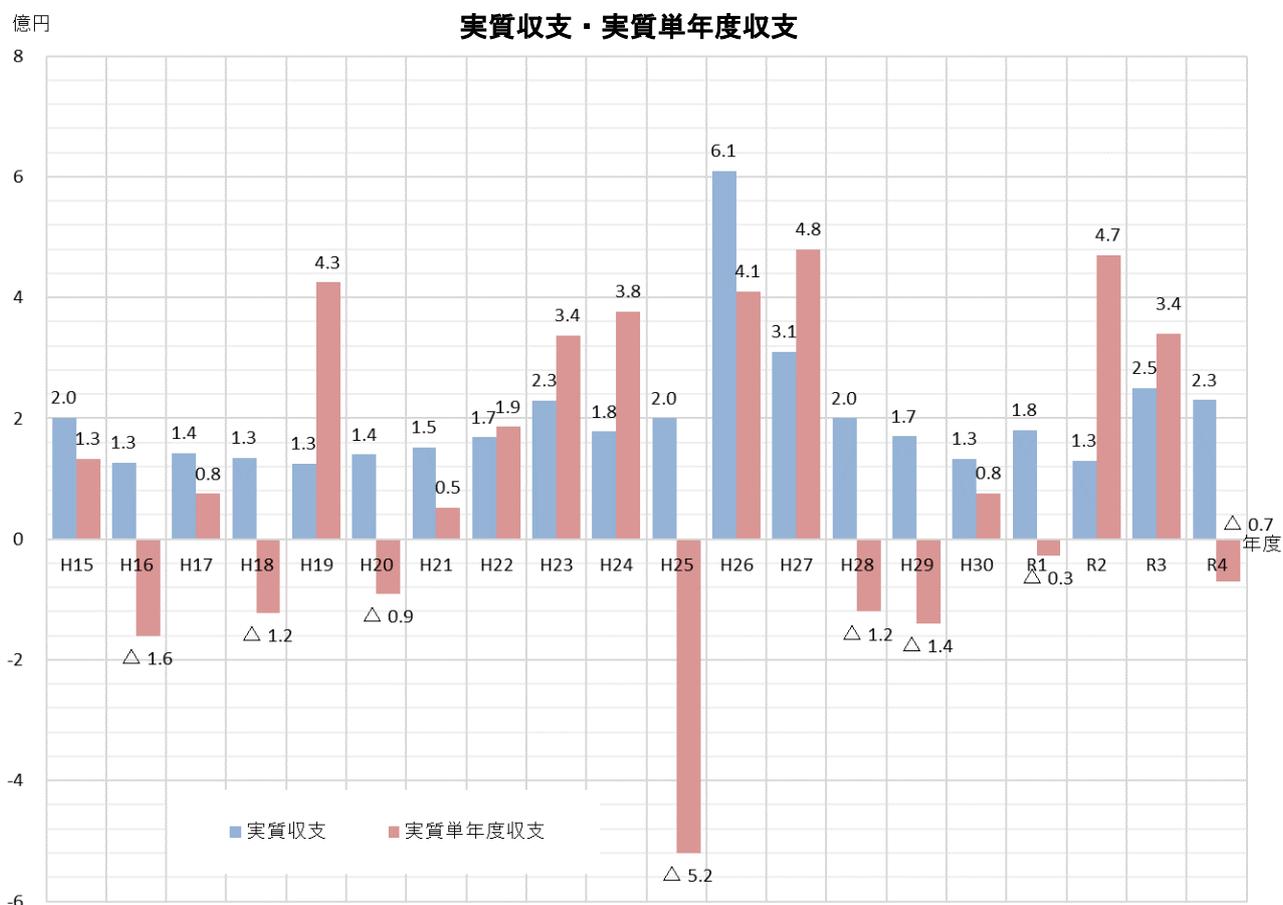
歳出の状況（目的別）



【資料：地方財政状況調査】

(3) 収支の状況

収入の安定的確保を図る観点から、これまで積立してきた各種基金や町債を有効活用し、町政運営に充ててきました。これを実質収支と実質単年度収支という指標により、これまでの推移を表したのが、下記のグラフとなります。



【資料：地方財政状況調査】

実質収支は、歳入から歳出と翌年度に繰り越す財源を差し引いたもので、これには、財政調整基金などの基金から取り崩して歳入に充てた財源も含まれています。

これに対して、実質単年度収支は、当該年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支に、財政調整基金積立額と町債繰上償還額を加算し、財政調整基金取崩額を差し引いたものです。その推移を見ると、平成14年度以降赤字と黒字を繰り返していますが、平成19年度に大きく増加に転じている要因は、ふるさと文化基金から財政調整基金に約4億2千万円を移し替えたことによるものです。

平成25年度は、発生した豪雨災害により、災害復旧事業の施越事業の財源措置やその他災害への対応による財政出動から、財政調整基金を約6億8千万円取り崩しており、実質単年度収支は大幅な赤字となりました。平成26年度は、施越事業に係る災害復旧事業の国庫支出金の交付及び町債の借り入れにより、また平成27年度は、災害復旧事業完了に伴い、最終的に財政調整基金に約7億8千万円を積み戻すこととなり、実質単年度収支は黒字となりました。

以降は、投資的経費に伴う財政調整基金の取り崩し等により、実質単年度収支で赤字に転じておりましたが、令和2年度及び令和3年度は、歳入では普通交付税やふるさと応援寄付金が増加したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止または縮小したことで削減した歳出があることから、結果として財政調整基金の積み立てに繋がったことで、実質単年度収支は大幅に黒字となりました。令和4年度は単年度収支は黒字であったものの、コロナ禍において影響を受ける生活者や事業者への支援等の財政出動により、結果的に財政調整基金の取り崩しとなったことから、実質単年度収支は赤字となっています。

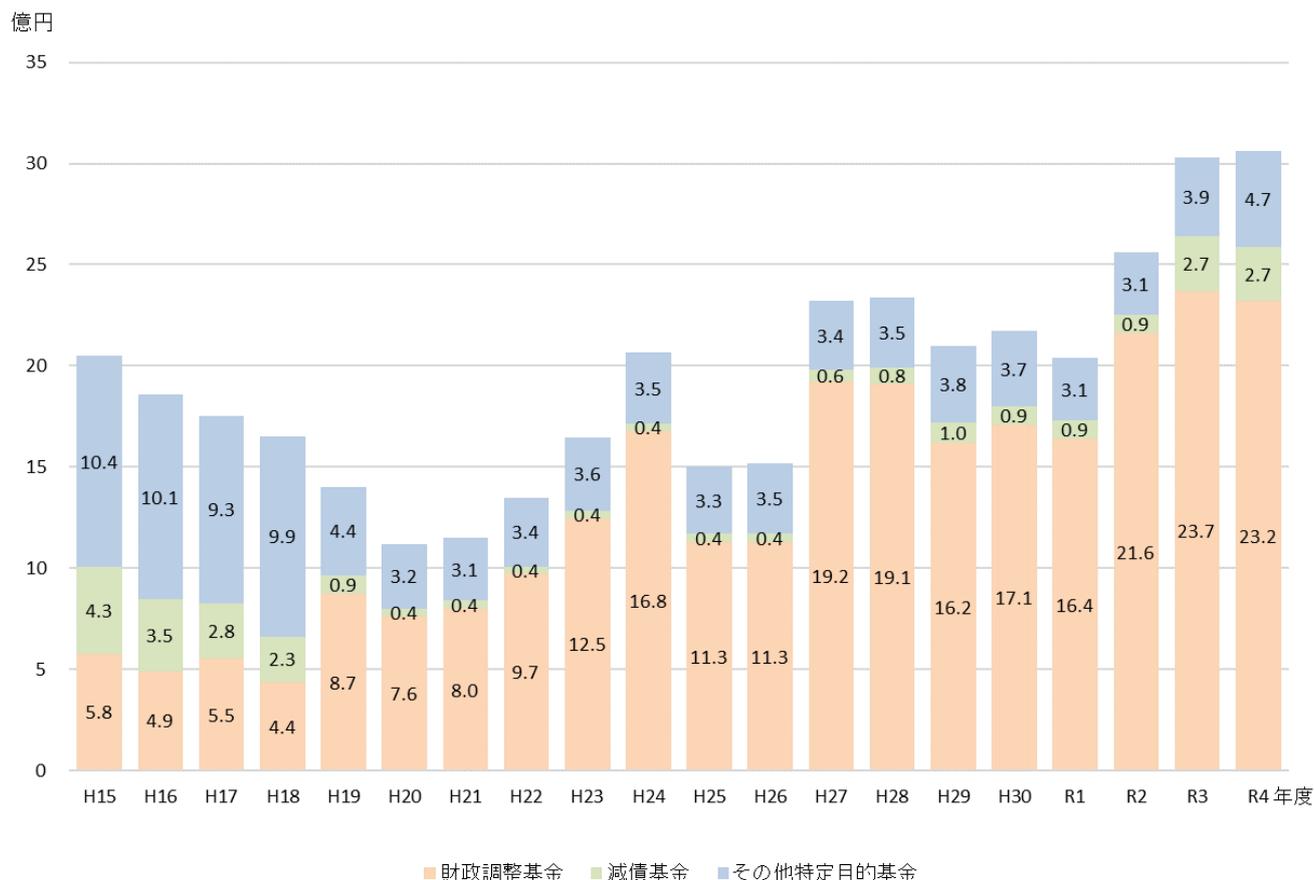
(4) 基金の状況

基金の状況は、ふるさと創成事業の資金を基に平成元年度から平成5年度にかけて、ふるさと文化基金が創設され、約4億2千万円を積立し果実運用するなど基金の造成が行われ、平成15年度には総額で約20億5千万円の基金がありましたが、平成16年度から地方交付税が大幅に減額となり、基金の取り崩しにより財源の確保を行ってきたため、総額が毎年度、大幅に減少してきました。

平成21年度以降は年々増加に転じ、平成24年度は約20億7千万円と、平成15年度基金残高規模まで回復しましたが、平成25年度、平成26年度は災害復旧事業の影響により、再び15億2千万円まで減少しました。

それ以降は、大規模災害などの予期せぬ事態への財源不足に備えるため、計画的な積み戻し等により令和4年度財政調整基金残高23億2千万円を維持しているほか、今後の大規模な普通建設事業費の財源とするため、公共施設等整備基金に積み立てしており、基金全体では30億6千万円の残高となっています。

基金の状況



【資料：地方財政状況調査】

基金の区分および残高

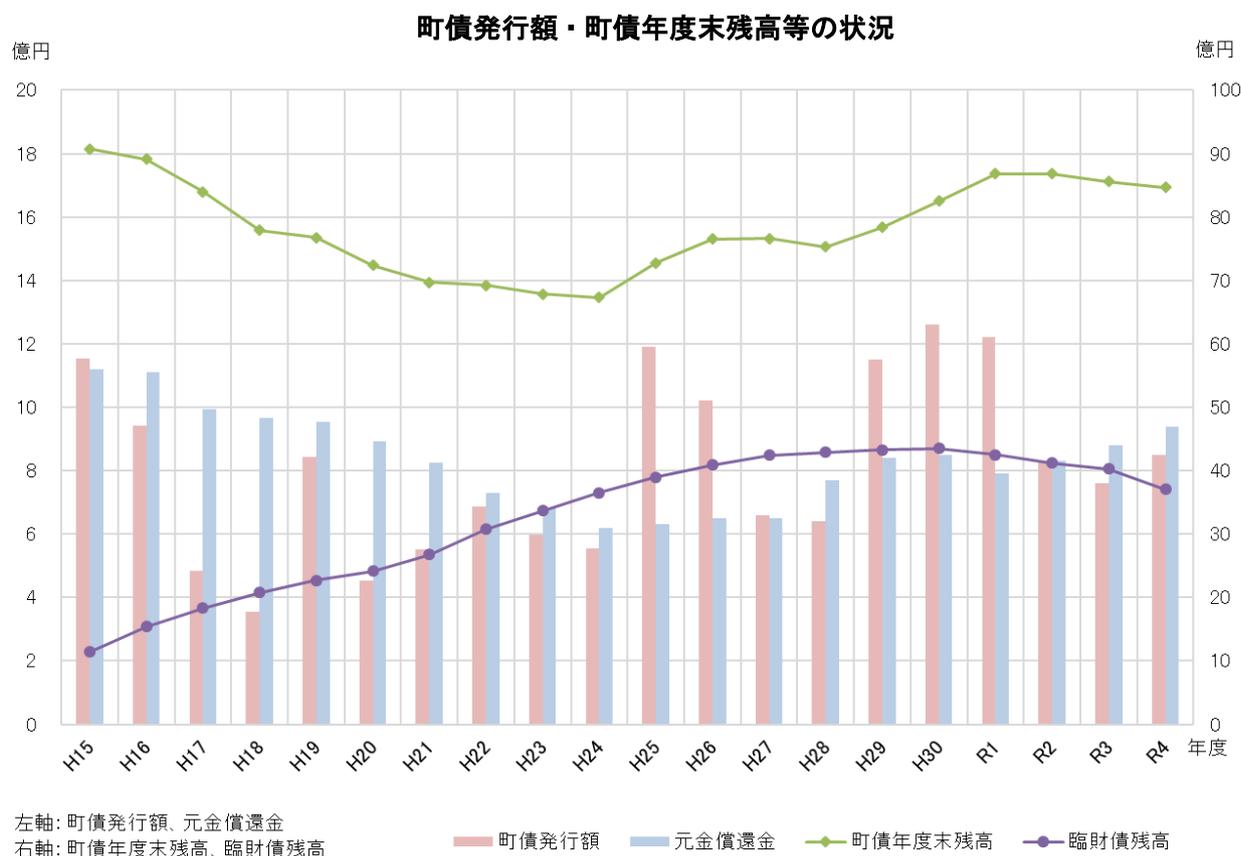
区 分	令和3年度末基金残高	令和4年度末基金残高
財政調整基金	23億6,961万円	23億2,045万円
減債基金	2億7,347万円	2億7,348万円
公共施設等整備基金	1億3,715万円	2億3,715万円
地域福祉基金	168万円	168万円
町有林造成基金	839万円	839万円
学校施設整備基金	161万円	161万円
ふるさと文化振興基金	752万円	692万円
町営住宅建替推進基金	1億1,988万円	1億1,988万円
定住促進住宅維持管理基金	3,089万円	—万円
ふるさと零石応援基金	5,240万円	5,240万円
森林環境基金	3,033万円	3,845万円
新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	291万円	58万円
合 計	30億3,584万円	30億6,099万円

〔資料：総合政策課〕

(5) 町債の状況

本町では、公共施設の建設など、一時的に多額の事業費が必要となる場合、国・県支出金の他に、町債を発行し、国などから借金をして財源に充てています。

地方自治体では、地方債の特例措置として臨時財政対策債を平成13年度から発行し、元金償還金相当額を後年度に普通交付税に全額算入されることとされていますが、その残高は一般会計の町債全体の4割程度を占めています。一般会計の町債残高及び発行額の推移は下記のグラフのとおりです。



【資料：地方財政状況調査】

一般会計における町債残高は、平成25年度から令和元年度までは増加傾向が続きましたが、令和2年度からは微減傾向に転じ、令和4年度の残高は約84億7千万円となっています。

また、令和4年度の全会計の町債残高は約147億1千万円で、会計別では、一般会計が前述のとおり約84億7千万円（構成比57.5%）、零石診療所特別会計が約5億7千万円（同3.9%）、下水道事業会計が約51億円（同34.6%）、水道事業会計が約5億7千万円（同4.0%）となっています。

新規町債発行額（収入）と元金償還金（支出）を除いた基礎的財政収支の状況を見ると、近年は、普通建設事業費に伴う町債の新規発行は一定の規模で推移していますが、臨時財政対策債が抑制傾向であることから、元金償還金が新規町債発行額を上回る状況が続いており、黒字となっています。

(6) 主な財政指標の状況

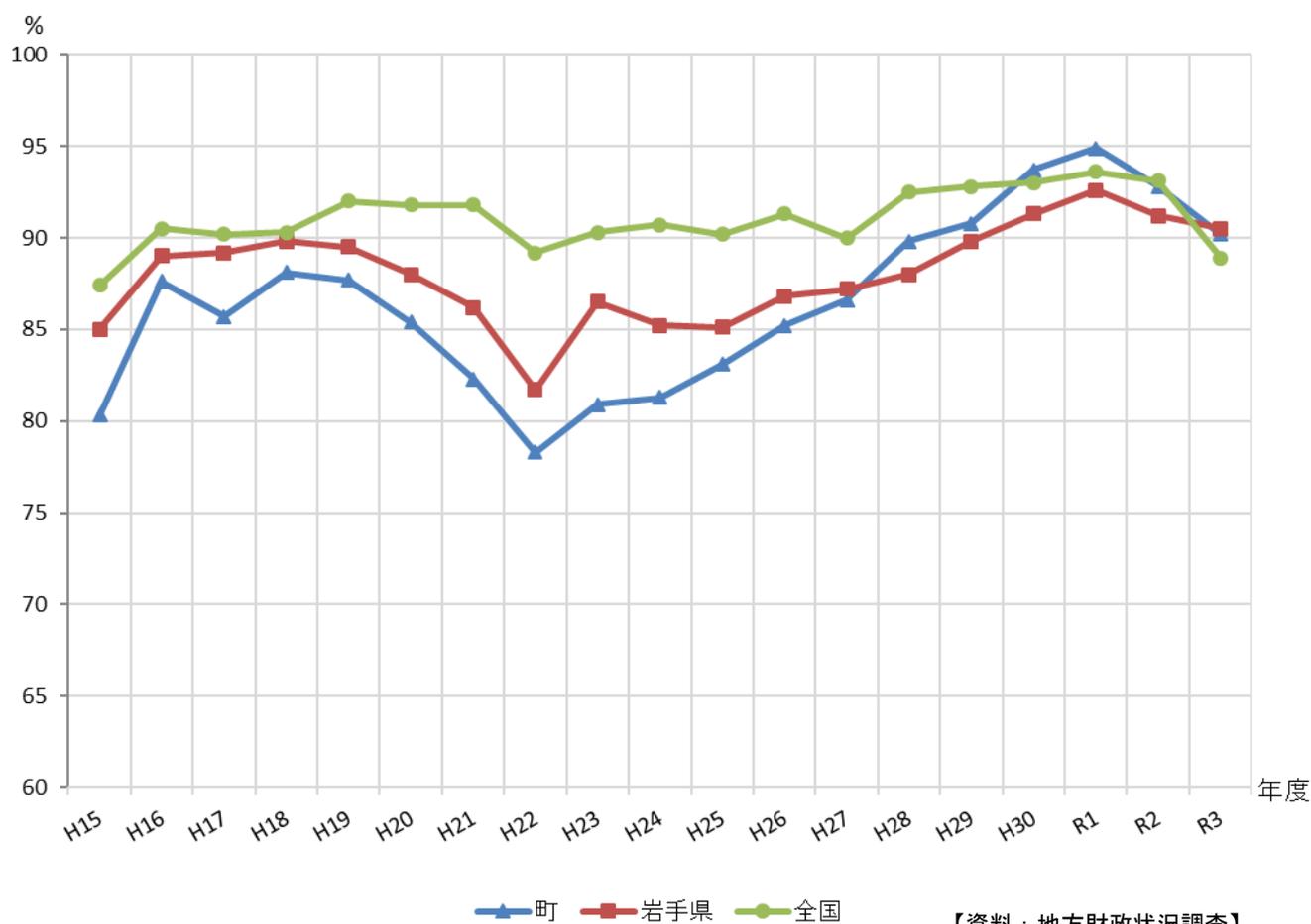
① 経常収支比率

義務的経費などの支払いに充てる財源の割合を示した指数が経常収支比率です。

指数が高いほど、投資的経費など新規のニーズに対応できる余裕がなくなり、財政構造の弾力性が失われつつあることを意味します。

下記のグラフのとおり、当町では、平成28年度以降は災害復旧事業等に対応するため発行した町債の償還が始まったこと等により県平均を上回り推移してきました。令和2年度および令和3年度は、経常収支比率を算定する際の分子となる経常経費充当一般財源は増加傾向だったものの、分母となる経常一般財源総額等は地方交付税の増などに更に増加傾向となったことから、指数は改善傾向となりました。

経常収支比率の状況

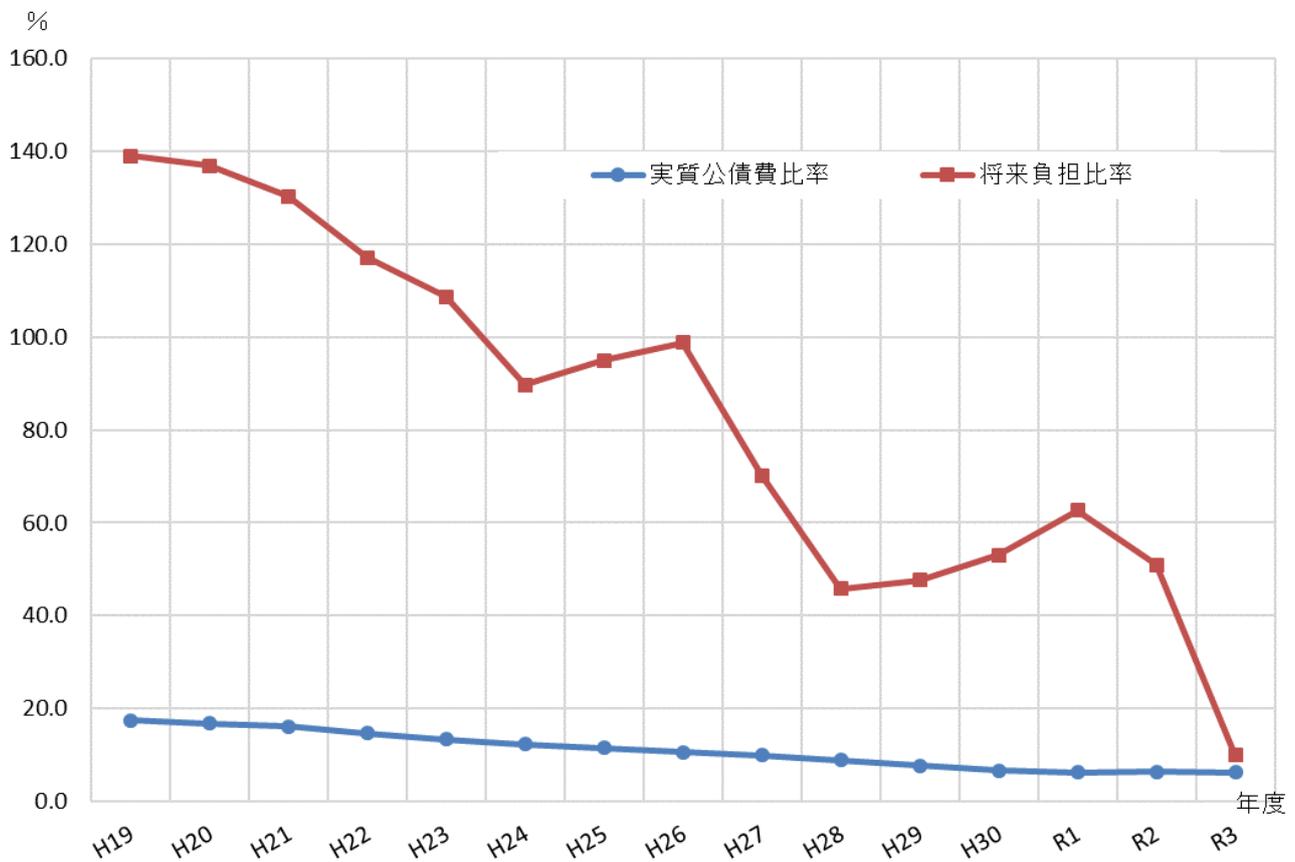


②実質公債費比率・将来負担比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを示す指標で、元利償還金および準元利償還金の標準規模を基本とした額に対する比率です。実質公債費比率は18%以上が許可制、25%を超えると原則、町債の許可が制限されます。本町の令和3年度の実質公債費比率は6.2%と微減傾向にあります。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標です。現在抱えている地方債等の負債の度合いを示します。近年は40から60%台を推移していましたが、令和3年度は、公営企業等繰入見込額が大きく減少したことや充当可能財源等が増加したことにより、指標は9.9%と大幅に改善しました。

実質公債費比率・将来負担比率の状況



【資料：健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書】

③財政健全化判断比率・資金不足比率

平成19年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律「以下「法律」という。」が公布され、平成19年度決算以降から全ての地方自治体が健全化判断比率^{※1}及び資金不足比率^{※2}を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられることとなりました。

さらに、平成21年度に法律が全面施行され、平成20年度決算から早期健全化基準等以上になった場合に財政健全化計画等の策定が義務付けられることとなりました。本町では、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額はありませぬ（比率の算定なし）。

※1 健全化判断比率

(ア) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

(イ) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、全体の財政運営の度合いを示す指標です。

(ウ) 実質公債費比率

町債の償還額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

(エ) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の町債償還額や将来支出する可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政の度合いを示す指標です。

※2 資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

本町では、資金不足比率については、本町では公営企業である水道事業会計、下水道事業会計が該当しますが、各会計とも資金の不足額はありませぬ（比率の算定なし）。

2 財政見通しの策定と目標設定

本町は、第三次総合計画に掲げられた“みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし”を目指すべき将来像とし、その実現のために中長期的視点に立った安定した行政運営と計画的な財政運営との調和を図りながら、住民ニーズに合った行政サービスをより効果的に提供できるよう常に経費節減を意識した行政運営を進めていく必要があります。このことから、中期的な視点から収支見込みを立てることにより、本町の財政構造が持つ問題点を探り出し、継続可能で健全な財政運営を確保するための対応方策を明らかにするため、令和5年度から令和9年度までの一般会計における財政見通しを示します。

(1) 財政の持続可能性の要件分析

①総合計画に基づく着実な事業実施

第三次雫石町総合計画（基本構想：令和2年度～令和9年度、前期基本計画：令和2年度～令和5年度）では、各分野における個別計画を実施計画として位置付けることで、個別計画のPDCAサイクルの取り組みが総合計画の達成状況を表わし、進捗状況の評価とする仕組みとして評価と検証を行います。また、PDCAサイクルの各段階においてEBPM(エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング)の観点を取り入れながら、有効な政策の形成と実施、評価、検証を進めて、行政コストの縮減をさらに進める必要があります。

②財政健全化の推進

アフターコロナや原油価格・物価高騰等の影響などの社会情勢において、町民生活及び地域経済支援に万全を期すとともに、引き続き第三次総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進するための諸施策を執り進めていくこととし、一方で、自主財源の確保や受益者負担の原則に立った使用料・手数料の適正化、基金の適切な運用などにより財源の確保を図りながら、財政規律を遵守し、健全で持続可能な財政運営を進めていく必要があります。

③将来負担への適正対応

公共施設等においては老朽化が進み、安全性や機能性を含めた対応が課題となっている中、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の施策は、長期的な視点をもって計画的に行うことが必要であり、主たる財源となる町債のさらなる発行が見込まれています。

財政負担の軽減・平準化や行政サービスの水準確保に向けた取り組みを進めながら、これまで以上に基礎的財政収支を考慮し、且つ、後年度に交付税措置のある財源的に有利な町債を選択するなど、将来負担を抑制するための適切な財政運営を行っていく必要があります。

(2) 目標値（成果指標）の設定

①財源調整機能を有する基金残高の相当額の確保

年度間の財源不足を補うための財源調整としての基金を保有することは、災害関連経費など緊急の行政課題への迅速な対応が可能となり、かつ弾力性を実質的に担保するものであることから、基金残高の確保を財政計画上の目標として設定します。

令和4年度末の財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の残高計は、約30億6千万円となっており、このうち財政調整基金の残高は約23億2千万円です。一般的に、財政調整基金は標準財政規模*の10%から20%が適正とされており、平成25年の豪雨災害時の取り崩し規模を鑑み、今後、災害が発生した場合にも対応できる安定的な財政運営のために、20%程度を適正規模と捉え、毎年度12億円以上を確保することを目標とします。なお、目標達成に向けては、有効な政策の形成と評価検証を進めることで、行政コストの縮減をさらに進めるとともに、自主財源の確保や受益者負担の原則に立った使用料・手数料等の適正化に取り組んでいきます。

また、その他特定目的基金は、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等含めた今後の施策展開における有用な財源とするため、計画的な運用を行うものとします。

※令和4年度標準財政規模 ▶ 63億8千72万円

②将来にわたる財政負担の適正化としての町債残高

本町の一般会計決算額における基礎的財政収支については、平成25年豪雨災害による災害復旧事業の実施以降、小中学校の改修、防災行政無線工事、橋梁架替工事、アーチェリー屋内射場整備などにより、多額の町債発行が続いておりますが、近年は臨時財政対策債が抑制傾向であり、令和4年度においても大幅に抑制されたことから、町債発行額が元金償還額を下回り基礎的財政収支は黒字となっております。

引き続き、実質公債費比率においては、早期健全化基準である25%を超えることのないよう、新規町債発行額を加味した推計をするとともに、町債残高の将来見通しを見極める必要があります。

令和4年度の一般会計の町債残高見込額が約84億7千万円ありますが、今後、災害復旧事業債については、その残高が着実に減少する一方で、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等による町債発行の更なる増加が見込まれるところであり、財政負担の平準化や行政サービスの水準確保等を考慮し、令和9年度末時点における町債残高を85億円以下に抑制することを目標とします。

(3) 試算の考え方

令和5年度は、繰越明許費等を含めた当初予算ベースで推計しています。令和6年度から令和9年度においては、今後見込まれている事業や近年の実績等に基づき推計しています。なお、個別推計方法については、以下の考え方により推計しています。

(ア) 歳入見込の推計

①町税

各税目及び区分ごとに現行税率を基に直近3カ年度の調定額及び収納率考慮し、また、県内の景況については緩やかな持ち直しの動きが見られると評価されていることから、わずかではあります但し復調基調として、令和4年度決算額から0.3%増で推計しています。

②地方交付税

地方交付税は、国における地方財源の確保に向けた動きがある一方、算定基準である国勢調査人口の減少、基準財政需要額に係る災害復旧事業債や臨時財政対策債の公債費算入等による減少要因があることから、微減していくこととして推計しています。

③国・県支出金

国・県支出金については、令和5年度はコロナ対策関連予算の特定財源を勘案して、さらに令和6年度以降の普通建設事業計画を考慮して推計しています。

④町債

これまで町債全体の一定規模を占めていた臨時財政対策債については、大幅抑制として推計しています。建設町債については、引き続き、道路・橋梁や建物系施設含む公共施設等の長寿命化・脱炭素化整備等、今後予定されている普通建設事業に伴う発行額や恒常的な発行額を加味して推計しています。

⑤その他

地方譲与税・交付金については、全体としては微増することとして推計しています。分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入は、令和5年度予算額を基に推計しています。繰入金は、ふるさと零石応援基金からの繰入金と、歳入全体の財源補てんを図るための財政調整基金繰入金が大半を占めています。さらに、令和5年度、6年度は、ピークとなる公債費に対応するため減債基金を繰り入れ、また、令和9年度は普通建設事業費に対応するため公共施設等整備基金を繰り入れることを想定しています。

(イ) 歳出見込の推計

①人件費

令和4年度決算額を基に、物価高騰等に伴う最低賃金の上昇傾向や待遇差解消等に向けた会計年度任用職員制度の動向等を考慮し、毎年前年度比0.5%増～1.1増で推計しています。

②扶助費

令和5年度はコロナ等影響に伴う低所得者への物価高騰等対策に伴う現計予算額を基に、令和6年度以降は、令和2年度決算額を基に少子化対策の充実化傾向等に鑑み、0.5%増で推計しています。

③公債費

現行の借入済額の償還計画額に加え、新規町債発行分については令和5年度から令和9年度までの発行計画額を基に償還額を推計しています。

④普通建設事業費

令和5年度は現計予算額を基に、令和6年度以降に予定されている事業計画を勘案し推計しています。

⑤繰出金

令和5年度は前年度決算額を基に、令和6年度以降は近年の増加傾向を鑑み0.4%増で推計しています。

⑥物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資・出資・貸付金

物件費については、令和4年度決算額を基に、経費の節減等により0.2%減を見込むことを基本に、公共施設等の計画的除却経費を勘案して推計しています。

維持補修費については、令和5年度は前年度決算額を基に、令和6年度以降は1.9%増～2.1%増で推計しています。

補助費等については、令和5年度は前年度決算額を基に、令和6年度以降は前年度までの単年度事業に係る経費の減や今後予定されている補助事業による増を勘案し推計しています。

積立金については、財政調整基金への法定積立金にふるさと零石応援基金への積立金等を含めて推計しています。

その他については、令和4年度決算額や近年の傾向を基に推計しています。

(4) 財政収支の見通し

[単位:百万円、%]

区 分	令和5年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		
	計画額	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	
自主財源	町 税	2,135	2,141	0.3	2,147	0.3	2,153	0.3	2,159	0.3
	その他収入	1,446	1,343	△ 7.1	1,305	△ 2.8	1,380	5.7	1,456	5.5
	小 計	3,581	3,484	△ 2.7	3,452	△ 0.9	3,533	2.3	3,615	2.3
依存財源	地方交付税	3,901	3,897	△ 0.1	3,894	△ 0.1	3,890	△ 0.1	3,887	△ 0.1
	譲与税金 ・交付	719	721	0.3	723	0.3	725	0.3	727	0.3
	国・県支出金	2,050	1,850	△ 9.8	1,850	0.0	1,850	0.0	1,850	0.0
	町 債	853	891	4.5	768	△ 13.8	645	△ 16.0	620	△ 3.9
	小 計	7,523	7,359	△ 2.2	7,235	△ 1.7	7,110	△ 1.7	7,084	△ 0.4
	歳入合計	11,104	10,843	△ 2.4	10,687	△ 1.4	10,643	△ 0.4	10,699	0.5

[単位:百万円、%]

経費区分	性質別区分	令和5年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		計画額	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
経常的経費	人件費	1,786	1,806	1.1	1,816	0.6	1,826	0.6	1,836	0.5
	扶助費	1,420	1,231	△ 13.3	1,237	0.5	1,243	0.5	1,249	0.5
	公債費	976	923	△ 5.4	863	△ 6.5	953	10.4	991	4.0
	物件費	1,624	1,651	1.7	1,647	△ 0.2	1,649	0.1	1,592	△ 3.5
	維持補修費	486	496	2.1	506	2.0	516	2.0	526	1.9
	補助費等	1,650	1,658	0.5	1,666	0.5	1,674	0.5	1,682	0.5
	小 計	7,942	7,765	△ 2.2	7,735	△ 0.4	7,861	1.6	7,876	0.2
その他経費	積立金	450	450	0.0	450	0.0	450	0.0	450	0.0
	投資・出資・ 貸付金	160	160	0.0	160	0.0	160	0.0	160	0.0
	繰出金	969	973	0.4	977	0.4	981	0.4	985	0.4
	小 計	1,579	1,583	0.3	1,587	0.3	1,591	0.3	1,595	0.3
投資的経費	普通建設 事業費	1,300	1,250	△ 3.8	1,100	△ 12.0	950	△ 13.6	1,000	5.3
	災害復旧 事業費	0	0	-	0	-	0	-	0	-
	小 計	1,300	1,250	△ 3.9	1,100	△ 12.0	950	△ 13.6	1,000	5.3
歳出合計		10,821	10,598	△ 2.1	10,422	△ 1.7	10,402	△ 0.2	10,471	0.7
歳入歳出差引額		283	245		265		241		228	

※百万円単位で表示調整しているため、小計及び合計、伸率が一致しない場合があります。

[単位:百万円、%]

区 分	令和5年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
財政調整基金 年度末残高	2,221	2,171	△ 2.3	2,121	△ 2.3	2,021	△ 4.7	1,971	△ 2.5
町債年度末残高	8,332	8,284	△ 0.6	8,172	△ 1.4	7,846	△ 4.0	7,456	△ 5.0

町行政改革大綱第5次改訂において、行政改革基本方針の視点のひとつとして、「持続可能な行財政運営の推進」が挙げられています。その中に、「財政基盤の強化と財政健全化」があり、新たな自主財源の確保や受益者負担の原則に立った使用料・手数料の見直しを定期的に検討し、長期的視点により計画的な財政運営を行うこととしています。

この方向性を実現するために、町行政改革実施計画（令和2年度～令和5年度）において、①新規財源の開拓や基金等の管理運用、適正な債権管理を通じた自主財源の確保、②財政見通しと財政計画の策定・公表及び補助金交付基準の適正な運用、③公営企業、第三セクター等の経営健全化 の3つの取り組みを進めることとしています。

一方、国では、令和5年度の地方財政対策として、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る額を確保しつつも、地方財政の健全化を図るため臨時財政対策債を抑制することとしました。このような国の方向性も注意深く考慮しながら、町としても各般に渡り事業を推進していく必要があります。

また、本年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが引き下げとなり、およそ3年にわたって続いた多方面の制約が解除され、本格的なアフターコロナを迎えるなかで、国際情勢に伴う原油価格・物価高騰等の状況は、企業収益、個人所得、消費行動へ影響を及ぼし、本町においても町民生活、農林業、観光業等産業への影響、雇用情勢など多方面で厳しい影響を与えています。このような社会情勢において、引き続き、感染症防止対策や町民の生活支援、事業者支援、地域経済化支援などの事業を一層力強く展開していく必要があります。

今後とも、持続可能なまちづくりを実現するため、安定した行財政運営の確保を目指し、本「財政見通し」の見直しを継続して実施しながら、計画的な財政運営を進めていきます。